

安芸高田市立学校における  
働き方改革取組方針

教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

2026年4月

安芸高田市教育委員会

# 目 次

1 趣旨・目指す姿	2
2 本市の現状	3
3 目標・期間	5
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

# 1 趣旨・目指す姿

---

## (1) 計画の趣旨

本計画は、公立学校の教育職員が、心身の健康を維持しつつ、専門性を最大限に発揮できる勤務環境の整備を目的とする。

教育職員の長時間勤務の是正は、喫緊の課題であり、教育職員が児童生徒への指導や教材研究など、本来の業務に注力できる環境を確保することが不可欠である。この実現のため、本計画に基づき、業務の適正化、削減、業務分担の見直し等を計画的に推進し、業務量の適切な管理を徹底する。

また、業務量の管理と並行して、年次有給休暇等の取得促進や健康診断後の適切な措置など、実効性のある健康確保措置を組織的に講じることで、教育職員の心身の健康を確保する。

これらの取組を通じて、政府が目指す時間外在校等時間の削減目標を達成するとともに、教職の魅力を向上させ、優秀な人材が長く働き続けることができる持続可能な学校運営体制を確立し、ひいては質の高い教育の実現を目指し、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

## (2) 目指す姿

すべての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教育職員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子どもたち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

## 2 本市の現状

### (1) 本市の現状

本市では 2021 年 7 月に所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「学校における働き方改革取組方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、2024 年度は以下のとおりであった。

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.8 時間	25.0%	0.3%
中学校	月 39.5 時間	35.3%	3.3%

※ 学校に勤務する県費負担教育職員のうち、短時間勤務の者を除く。

年平均・・・各教育職員の年平均の平均値

月 45 時間を上回る割合・・・各教育職員の年間で 45 時間を越えた月の割合の平均値

月 80 時間を上回る割合・・・各教育職員の年間で 80 時間を越えた月の割合の平均値

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校で 25.0%、中学校で 35.3%と多くなっている。また 80 時間を超える教育職員も少数であるが存在する。

また 2026 年 2 月に実施した持ち帰り業務等の実態調査の結果は次のとおりである。

	持ち帰り業務をしている教職員	専門スタッフの人材配置や、自校での働き方改革の取組によって、子どもと向き合う時間が確保されていると感じている。	専門スタッフの人材配置や、自校での働き方改革の取組によって、教材研究や授業準備の時間の確保につながっている。
小学校	62.3%	91.2%	81.6%
中学校	53.8%	95.7%	90.3%

専門スタッフの配置によって、子どもと向き合う時間が確保されていると感じる教育職員や、教材研究や授業準備の時間の確保につながっていると感じている教育職員は多いものの、持ち帰り業務をしている教職員の割合は多い。

### 3 目標・期間

---

#### (1) 目標・成果指標

##### ア 子どもと向き合う時間の確保

子どもと向き合う時間が確保されていると感じる教育職員の割合が90%以上を継続する。

##### イ 時間外在校等時間に関する目標

(ア) 時間外在校等時間が月 45 時間以下の教育職員の割合を 100 パーセントにする。

(イ) 年間の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(ウ) 持ち帰り業務をしている教育職員の割合を 30%以下にする。

##### ウ ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年の数値】

(ア) 年次有給休暇の 1 日単位の取得日数を 5 日の教育職員の割合を 100 パーセントにする。 【小学校 79.8% 中学校 68.4%】

(イ) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8%まで減少させる。 【11.3%】

(ウ) ストレスチェックにおける健康リスクの値を 65 以下とする。

【小学校 63 中学校 80】

#### (2) 期間

2026 年度から 2029 年度まで

## **4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

---

(1) 本市では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の背制定等について(2025年9月26日付通知)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを参考に本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。PTA活動などを通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

給食費の公会計化については2024年度より実施しており、今後も継続して予算化を目指していく。あわせて、他の徴収金についても検討していく。

ウ 地域学校協働活動の関係者間の連携調整等

2027年度を目途に、各中学校区において地域学校協働活動のコーディネートの役割を集落支援員が担えるような仕組みを市長部局と連携しながら構築する。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に係る学校では対応が困難な事案への対応

2027年度目途に、市長部局と連携して苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するなど、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

オ 調査、統計等への回答

安芸高田市教育委員会から発出する通知文書を精査し、共有フォルダ等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務

負担を軽減する。

カ 学校の広報資料及びウェブサイトの作成並びに管理

専門スタッフを積極的に活用するとともに、学校事務職員の積極的な参加を促す。

キ 校舎の開錠・施錠及び維持・管理

校舎の開錠及び施錠について、教頭等の管理職に固定せずに、役割分担の見直し等を促進する。あわせて校舎の維持及び管理については、専門スタッフを継続して各小中学校に継続的に配置するための予算化の継続を目指す。

ク 部活動の地域展開

中学校の統合に向けて、休日の全ての部活動の地域展開を実現する方向性で検討を進める。

ケ 給食の時間における対応

給食の準備や片付け等の教育職員の負担軽減を目的に、専門スタッフを継続して各小中学校に継続的に配置するための予算化の継続を目指す。

コ 学習評価や成績処理

(ア) 2028年度に広島県内で校務支援システムの共同調達を行い、市町を越えた情報の伝達が円滑に行うような仕組みを構築する。

校務支援システムで一元管理をすることで、学習評価や成績処理にかかる業務の負担軽減を行う。

(イ) 2027年度に自動採点技術を導入して成績処理にかかる業務を軽減する。

サ 支援が必要な児童生徒及び家庭への対応

個別最適な学び支援員等の個別の支援を行う人材の配置をするための予算化の拡充を目指す。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小1は956単位時間、小2は1016単位時間、小3は1051単位時間、小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない学校行事等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、教育職員と児童生徒、保護者間の連絡のデジタル化や学校内の連絡のデジタル化などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を向上させる。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。
- イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- オ 年次有給休暇について1日単位の取得を年間5日以上取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ 2026年度中に、学校における定時退校日を月6回以上設定するよう推

進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

キ 長期休業中のテレワークの導入について2027年度中に検討を行う。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- (1) 取組の着実な実行を図るため、安芸高田市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、安芸高田市の HP で学校種ごとに公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、教育委員会で導入している校務支援システムで毎月初めに把握し、その他の目標については、毎年実施するストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育職員の年休取得状況については、毎年4月に前年度の状況を把握するための調査を行う。
- (5) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導等を実施する。
- (6) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校に本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (7) 保護者又は地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して学校運営協議会を通じて、業務量管理及び健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得

られるよう取り組む。

- (8) 各小中学校においては、学校評価自己評価表に教育職員の働き方改革についての項目を加えるとともに、全ての教育職員の業績評価【自己評価表】に自身の働き方改革推進に向けての目標設定を行い、学校長において進捗確認を行っていく。